



# 東近江市商工業連携事業補助金

## ●概要

本市では、新型コロナウイルス感染症にかかる経済対策として、市内の事業者等が連携して取り組む、にぎわいづくりのためのイベントや経営力の強化を図る取組など、商工業の活性化に資する事業に対して経費の一部を補助します。

## ●募集要項

申請受付期限	令和4年1月31日まで ※予算上限に到達次第募集を終了します。
対象者	市内に事業所を有する以下の者のうち2者以上で構成されたグループ (1) 中小企業者 (2) 商店街組織 (3) 商工会 (4) 商工会議所 等
対象事業	令和3年10月1日から令和4年1月31日までに上記対象者が実施する以下のいずれかに該当する事業 (1) イベント等の実施（オンラインを活用したイベント実施含む） ・商店街イベントの開催 ・路上販売イベントの開催 ・販促イベントキャンペーンの開催 等 (2) プロモーションの制作 ・共同で新聞広告を利用した販促の実施 ・店舗紹介パンフレットの作成 等 (3) 新たな商材の開発 ・コラボ新メニューを開発 ・コラボ商材の開発 等
対象経費	謝金 旅費 委託費 事業経費（店舗等賃借料、会場借上料、機器借上・借損料、材料費、原稿料、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、図書購入費、通信運搬費、保険料、その他市長が必要と認める経費）
補助上限額	50万円＋（連携事業者数－2）×20万円 【上限250万円】
補助率	3／4
申請書類	・補助金交付申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・代表事業者及び構成員の定款、規約、確定申告書等の写し ・誓約書

※他の補助金の交付を受けている事業を、補助対象経費に計上することはできません。

問合せ先：東近江市商工観光部商工労政課  
電話：0748-24-5565（直通）  
IP電話：050-5802-9540

